

- 三、増新株債返済討
- 四、増新株人本社支店より支拂うこと
- 五、増新株人三合支店より支拂うこと
- 六、増新株三合ノニ支店より支拂うこと
- 七、増新株八合支店より支拂うこと
- 八、増新株八合支店より支拂うこと
- 九、増新株三合支店より支拂うこと
- 一〇、増新株三合支店より支拂うこと
- 一一、増新株三合支店より支拂うこと
- 一二、増新株三合支店より支拂うこと
- 一三、増新株三合支店より支拂うこと
- 一四、増新株三合支店より支拂うこと
- 一五、増新株三合支店より支拂うこと
- 一六、増新株三合支店より支拂うこと
- 一七、増新株三合支店より支拂うこと
- 一八、増新株三合支店より支拂うこと
- 一九、増新株三合支店より支拂うこと

昭和六年三月六日

岡田七郎殿

此致

昭和六年三月十九日

警視總監 丸山鶴吉



内務大臣 安達謙藏殿
 社会局長官 吉田茂殿

6. 3. 20
 2259

中外商業新報西米鶴出張所事務分限ニ関スル件(第二報)自然消滅
 既報標記事務分限ハ本月十三日營業主ニ於テ全従業員ニ對シ解
 雇手續ヲ支給シ解雇スルト共ニ營業所ヲ閉鎖シ新ニ營業主任及
 配達夫ヲ雇入レ府下板橋町字金井窪五ニニ商店シ爭議トハ全然
 関係ナキニ至リタルヲ以テ組合本部ニ於テ先ツ本爭議ヲ打
 切ルコト、ナリ自然消滅トナレリ
 此及申(届)報候也